

## 検討課題 1 : 法の趣旨の理解

- 新制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護手前の生活困窮者の自立を支援する仕組み。
  - 制度運営における目標は、
    - ・ 生活困窮者の自立と尊厳の確保
    - ・ 困窮者支援を通じた地域づくり
  - その具体的なすがた（特徴）は、
    - ・ 包括的な支援
    - ・ 個別的な支援
    - ・ 早期的な支援
    - ・ 継続的な支援
    - ・ 分権的・創造的な支援
  - こうした制度の理念を十分理解した上で体制整備を行うことが必要。
  - 対象者は、
    - ・ 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（学習支援事業を除き生活保護受給者以外の生活困窮者（※））
    - ・ その上で、上記理念に照らし、複合的な課題を抱える困窮者を幅広く受け止める。
- ※ モデル事業においては、生活保護受給の有無に関わらず事業の対象としている。法施行後は生活困窮者自立支援制度と生活保護制度が一体的に運用できるよう、国において検討。

## 検討課題2：庁内体制の構築

- 主管部局の決定は、法の趣旨に即した包括的な支援を行うことができる体制を構築しつつ、支援効果を最大限高めるという観点から検討。

※ モデル事業においては、生活保護、地域福祉、商工労働、市民生活等の担当課が主管課となっている。  
また、新しい体制を検討している自治体もある。

- こうした観点から、福祉部局内のみで検討するのではなく、全庁的に検討することが望ましい。
- いずれの部局が担当するにしても、関係部局と緊密に連携することが必要であり、部局横断的な体制を設定。

※連携が必要となる関係部局の例：福祉関係課（保護担当、地域福祉担当のほか、高齢福祉、障害福祉、児童福祉の各担当）、保健医療関係課、住宅関係課、商工関係課、教育委員会・教育関係課、税務課、保険・年金関係課、水道課、市民生活関係課、人権担当課

- 対象者の早期把握のため、税・保険料や公共料金の担当と連携し、気になる生活困窮者が自立相談支援事業につながるよう紹介ルールを設定。

【参考】滋賀県野洲市：31の課・組織が参画する委員会を設置。税、国民健康保険、水道担当等の滞納情報を活用することで、生活困窮者の早期把握・早期支援。

## 検討課題3：実施方法の検討

- 各事業は、直営方式も委託方式も可能。地域の実情や当該自治体の体制整備に関する長期構想に応じて戦略的に検討。
- 自立相談支援事業については、新しい相談窓口を創設することも可能なほか、福祉事務所、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、消費者相談窓口等の機能拡大によることも考えられ、幅広い候補から検討。
  - ※ 既存相談窓口の機能拡大は、サービスの集約化により利用者の利便性に寄与。
- 自立相談支援事業を委託する場合は、
  - ・ 包括的な支援が可能であるか
  - ・ 就労に向けた支援が期待できるか、逆に支援内容が就労支援に偏らないかなどに特に留意。真に実効性のある委託先を慎重に検討。
- 包括的な支援を可能とするため、一つの法人のみならずいくつかの法人が自立相談支援事業を担えるよう、委託方法を工夫するということも考えられる。
- 委託の場合であっても、いわゆる「丸投げ」とならないようにする。行政には支援決定や支援調整会議への参画が求められる点や、不足する社会資源の強化・開発には行政が主導的な役割を担う必要があることに留意。

### 【参考】

- 高知県高知市：モデル事業の実施主体が、高知市と高知市社会福祉協議会等が連携した運営協議会
- 岩手県：自立相談支援事業の実施主体が商工会議所。また、県、市、ハローワーク、社会福祉協議会などが1箇所  
に集まり、ワンストップで生活や就労に関する相談が一体的に行われている

## 検討課題4：関係機関との連携体制の確保

- 自立相談支援事業は、就労準備支援事業や家計相談支援事業などの法定事業のほか、法外のさまざまな制度・機関を上手に活用して、包括的な支援を展開。（自立相談支援事業がすべて抱え込むのではない。行政においては、生活困窮者自立支援制度と他の福祉雇用分野のさまざまな取組と政策協調を図る。）
- 自立相談支援事業の運営機関、福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密に連携する体制を構築。
- そのほか、例えば、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、引きこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、消費生活相談窓口、更生保護施設、商工会議所等、多岐にわたる関係機関との連携体制を一つひとつ着実に構築。
- 民生委員や自治会、ボランティアといったインフォーマル部門も、生活困窮者の発見や見守りには重要であり、ネットワークを構築。

【参考】長野県：連絡会議に県や市の関係部署が入っており、社会福祉関係団体だけではなく経営者団体等も参画し、広範かつ多数の地域ネットワークが構築されている。

## 検討課題5：協議の場の設定

- 包括的な支援体制、ネットワークを構築するには時間も要するが、まずその第一歩として、協議の場を設定。
  - ・ まずは庁内のプロジェクトチームの立ち上げ
  - ・ その後、外部を含む中核となる関係者が集まる場を設定。体制整備の進展に応じ、徐々にメンバーの拡充も検討。
- 外部関係者も集まる協議の場については、まずは既存の協議会の活用から検討。
- このような「協議の場」が制度実施後には、支援調整会議として機能することも考えられる。

## 【野州市】市民相談総合推進委員会設置要綱（抄）

### （協議事項）

第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (2) 啓発活動に関すること。
- (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

### （組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民部市民生活相談課において処理する。

### 別表(第3条関係)

政策調整部 企画調整課職員

総務部 人事課職員

総務部 人権施策推進課職員

総務部 人権センター職員

総務部 野洲地域総合センター職員

総務部 市民交流センター職員

総務部 税務課職員

市民部 生活安全課職員

市民部 協働推進課職員

市民部 市民生活相談課職員

健康福祉部 社会福祉課職員

健康福祉部 障がい者自立支援課職員

健康福祉部 地域生活支援室職員

健康福祉部 こども課職員

健康福祉部 子育て家庭支援課職員

健康福祉部 家庭児童相談室職員

健康福祉部 高齢福祉課職員

健康福祉部 健康推進課職員

健康福祉部 保険年金課職員

都市建設部 住宅課職員

環境経済部 環境課職員

環境経済部 商工観光課職員

環境経済部 上下水道課職員

教育委員会 教育総務課職員

教育委員会 学校教育課職員

教育委員会 人権教育課職員

教育委員会 生涯学習スポーツ課職員

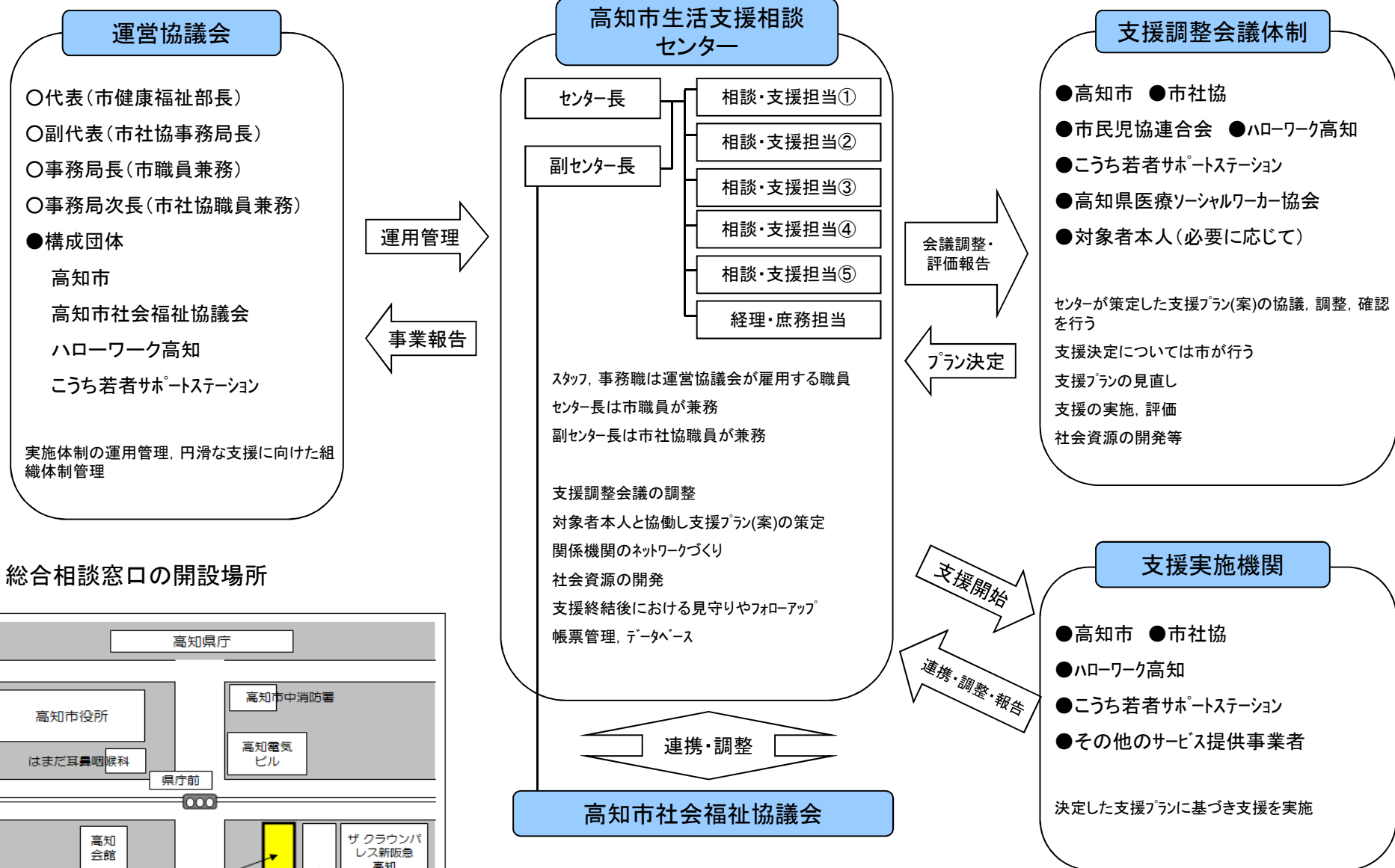
野州市地域包括支援センター職員

野州市子育て支援センター職員

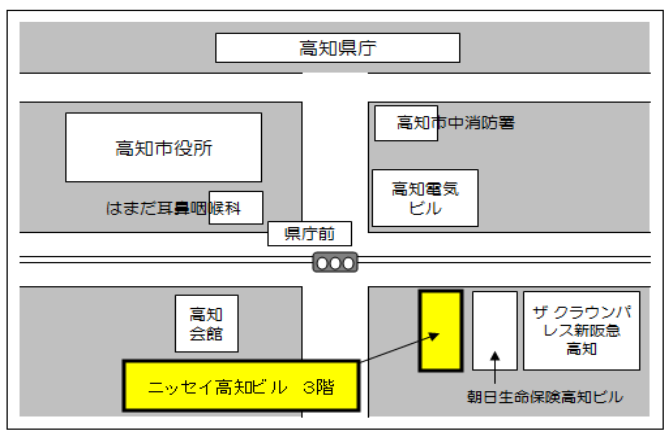
ふれあい教育相談センター職員

野州市発達支援センター職員

# 【高知市】総合相談窓口の運営体制

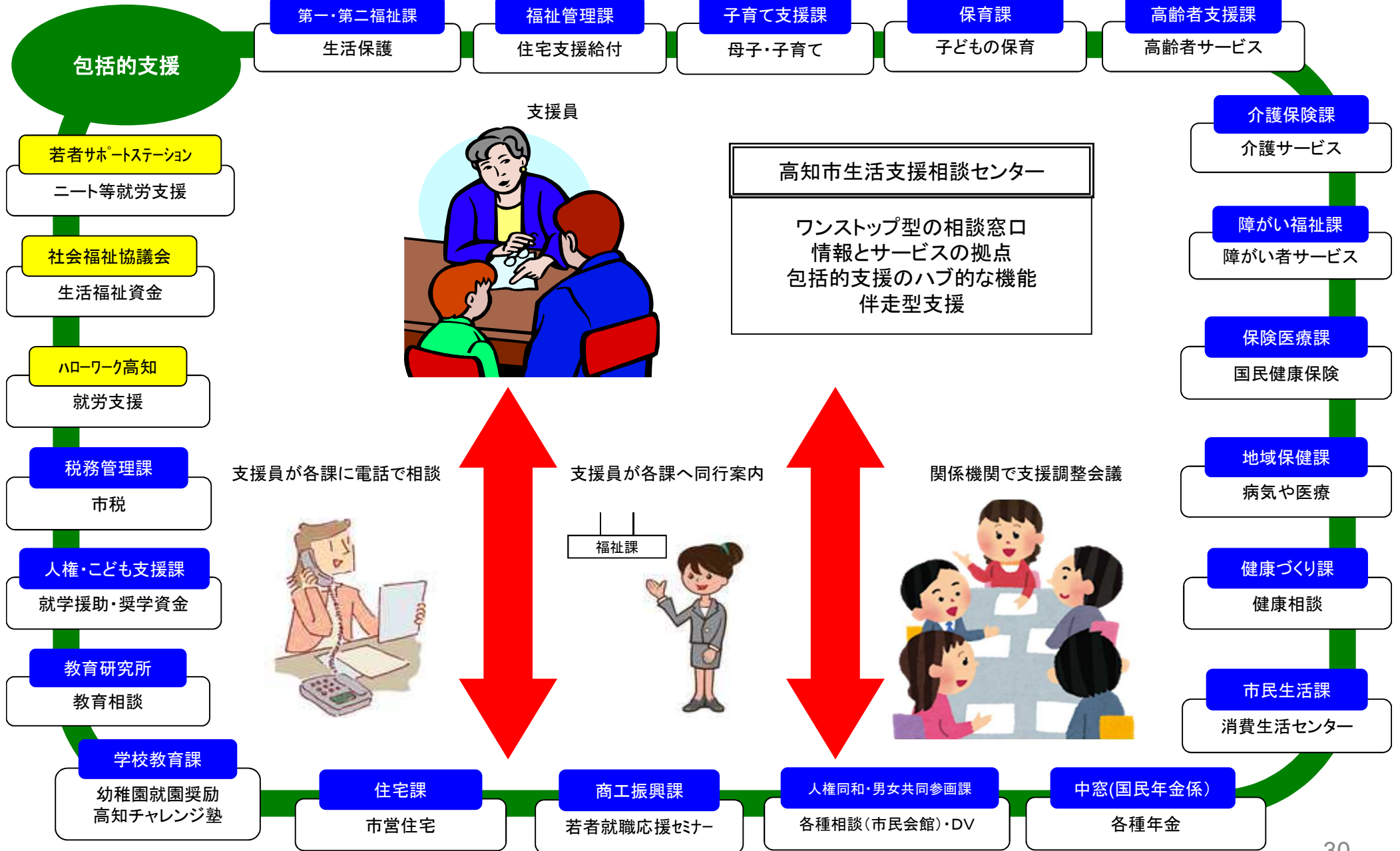


## ○ 総合相談窓口の開設場所

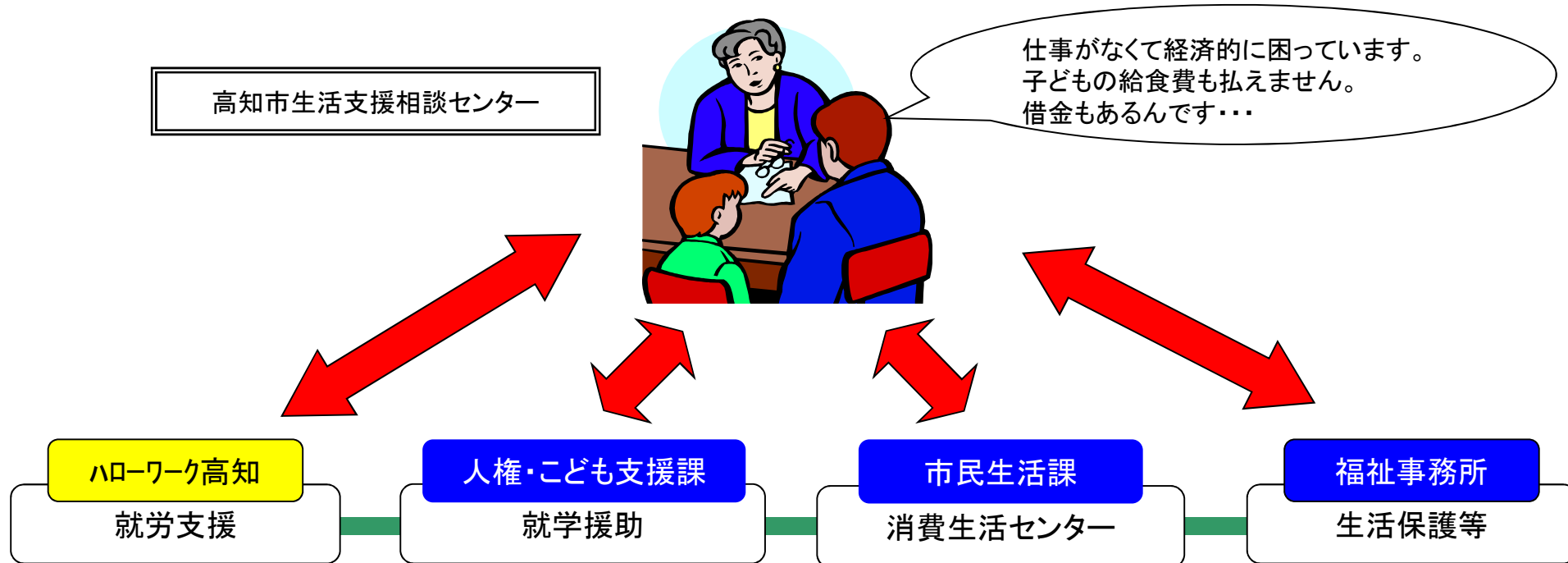




# 【高知市】事業実施に向けての連携体制



# 【高知市】高知市生活支援相談センター



既存の窓口・制度を紹介することで課題が解決される場合もあるが、そうでない場合は、生活相談支援センターがスクリーニング・アセスメントを行い、関係機関と連携のうえ、支援プランを策定する。

生活困窮者を含め、関係機関で支援調整会議を開催することも想定されている。

支援プランに基づく支援サービスの提供

**困窮状態からの脱却**





# 【高知市】生活困窮者を発見するアウトリーチ機能

